

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	住友金属鉱山株式会社
【英訳名】	Sumitomo Metal Mining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野崎 明
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋5丁目11番3号
【電話番号】	03(3436)7704
【事務連絡者氏名】	法務部長 松下 博彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋5丁目11番3号
【電話番号】	03(3436)7704
【事務連絡者氏名】	法務部長 松下 博彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 住友金属鉱山株式会社大阪支社 (大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号)

## 1【提出理由】

2021年6月25日開催の当社第96期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき99円 総額 27,202,754,304円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能を維持・強化するため、取締役会長を置かない場合等に執行の最高責任者である取締役社長が自動的に取締役会議長となる仕組みを改め、より柔軟な対応ができるよう現行定款第25条に所要の変更を行う。また、コーポレートガバナンス強化の観点から相談役制度を廃止するため、現行定款第46条を削除するとともに、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、中里佳明、野崎明、松本伸弘、肥後亨、金山貴博、中野和久、石井妙子及び木下学を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、今井浩二及び若松昭司を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、三品和広を選任する。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役8名のうち、社外取締役を除く取締役5名に対し取締役賞与総額1億500万円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	2,308,473	41,940	149	(注)1	98.19	可決
第2号議案	2,347,931	2,482	149	(注)2	99.87	可決
第3号議案				(注)3		
中里 佳明	2,184,248	144,887	21,419		92.91	可決
野崎 明	2,219,325	110,535	20,697		94.40	可決
松本 伸弘	2,227,387	109,056	14,116		94.74	可決
肥後 亨	2,227,161	109,282	14,116		94.73	可決
金山 貴博	2,227,230	109,213	14,116		94.73	可決
中野 和久	2,340,573	9,839	149		99.56	可決
石井 妙子	2,341,507	8,905	149		99.60	可決
木下 学	2,129,310	207,129	14,116	90.57	可決	
第4号議案				(注)3		
今井 浩二	2,209,234	129,111	12,206		93.97	可決
若松 昭司	2,347,543	2,867	149	99.85	可決	
第5号議案				(注)3		
三品 和広	2,347,627	2,783	149	99.86	可決	
第6号議案	2,336,036	10,472	4,054	(注)1	99.36	可決

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席(途中退場した株主の議決権の数は含まない)の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたもの(委任状を提出した株主の代理人による行使及び職務代行通知書の提出を受けた法人株主の行使で賛否が確認できたもの)を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。なお、賛成率の算出にあたっては、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数を分母に含めております。

以 上